

高島市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等（指定管理者）の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

平成29年6月27日

高島市監査委員 井口 與嗣隆
高島市監査委員 澤本 長俊

財政援助団体等（指定管理者）監査結果に関する報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

| | |
|-------|------------------------|
| 対象施設 | 高島市新旭水鳥観察センター |
| 指定管理者 | 株式会社モアイ |
| 所管課 | 高島市教育委員会事務局 教育総務部社会教育課 |

2 監査の期間 平成29年4月17日から平成29年6月22日まで

3 監査の範囲

高島市新旭水鳥観察センターに関する管理業務について、平成28年度に執行した指定管理に係る出納その他の事務ならびに対象施設の所管課の事務を監査の範囲とする。

4 監査の着眼点

ア) 所管課関係

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 管理に関する協定書等の締結は、適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。
- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

イ) 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。また、利用料金の収納は適正に行われ、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- ・ 利用促進のための努力はなされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

5 監査の方法

指定管理施設の管理業務に係る出納その他事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、指定管理者および所管課から事前に関係書類の提出を求めるとともに、指定管理施設に出向き、指定管理者および所管課職員から説明を聴取した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

| | |
|-------|----------------------|
| 名 称 | 株式会社モアイ |
| 代 表 者 | 代表取締役 井上 哲朗 |
| 所 在 地 | 大阪市阿倍野区阪南町二丁目19番地12号 |
| 資 本 金 | 1,000万円 |
| 設 立 | 昭和55年10月25日 |
| 従業員数 | 5人 |

2 施設の概要

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 高島市新旭水鳥観察センター |
| 目 的 | 琵琶湖畔における野鳥等の観察を通じ、自然保護思想の高揚を図る。 |
| 所 在 地 | 高島市新旭町饗庭1600番地1 |
| 建築年月 | 平成元年12月 |
| 施設規模 | 構 造：1階 鉄筋コンクリート造 2階 木造 敷地面積：1413.75㎡ 建築面積：1階 212.89㎡ 2階 212.89㎡ 屋外トイレ： 23.04㎡ 延床面積：448.82㎡ |
| 施設内容 | 観察室（1階）、倉庫1（1階）、倉庫2（1階） 観察室（2階）、研修室（2階）、事務室（2階） 駐車場28台分 |
| 指定管理者 | 平成18年4月1日～平成23年3月31日 株式会社モアイ 平成23年4月1日～平成28年3月31日 株式会社モアイ 平成28年4月1日～平成33年3月31日 株式会社モアイ |
| 指定管理料 | 平成28年度：3,500,000円/年 |
| 募集方法 | 公募 |

3 施設の業務

ア) 高島市新旭水鳥観察センターの設置および管理に関する条例第3条

- (1) 水鳥の生息環境の整備に関する業務
- (2) 来館者に対する水鳥等の観察指導に関する業務

- (3) 自然観察会に関する業務
 - (4) その他水鳥センターの設置の目的を達成するために必要な業務
- イ) 高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する基本協定書第7条第1項
- (1) 施設の運営に関する業務
 - (2) 施設および設備の維持管理に関する業務
 - (3) その他本施設の設置の目的を達成するために必要な業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める業務

4 管理業務に従事する者の状況

最高責任者 1人<全体管理、営業、自主事業管理>
 経理担当 1人<経理>
 総括責任者 1人<施設管理運営、総務、自然解説、記録、清掃、設備点検>
 受付(非常勤・パートタイム) 2人<来館者対応、電話対応、観察指導>
 観察会補助(随時雇用) <参加者対応、自然解説、送迎>

5 施設の運営状況

ア) 入館料

1人200円(中学生以下は無料)
 10人以上の団体は1人200円(中学生以下も含む)
 ただし、以下の場合に入館料を免除している。

- ①市または教育委員会が主催、共催する事業に使用する場合
- ②小・中学校、幼稚園、保育園が学習に使用するときの引率者
- ③各種障がい者手帳を持っている入館者

イ) 開館時間等

開館時間 午前10時から午後5時まで

休館日 火曜日(この日が祝日に当たるときは、その翌日以後の休日でない日) および12月29日から翌年の1月3日までの日

利用者数の推移

(単位:人)

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 備考 |
|----------------------|--------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 全入館者数 | 10,187 | 9,178 | 8,934 | 8,581 | 8,011 | カフェ利用者含む |
| うち 水鳥観察室利用者数 | 3,986 | 4,144 | 4,038 | 3,898 | 3,758 | |
| うち 有料入館者数+観察会参加者数 | 2,958 | 2,919 | 3,016 | 2,790 | 2,461 | 中学生以下、減免対象者を除く |

6 管理業務の実施状況(平成28年度事業報告書より)

ア) 水鳥の生息環境の整備に関する業務

- ・センター周辺の巡回、監視の実施
- ・野鳥の食料となる植物の保全、雑草の刈り取りの実施

- ・ 生息種および生息数の調査の実施
- イ) 来館者に対する水鳥等の観察指導に関する業務
 - ・ 観察用具の使い方、観察方法の説明の実施
 - ・ 剥製の展示
 - ・ 鳥や野生生物、自然環境に関する図鑑等資料の追加、更新
 - ・ 電話、メール等での問い合わせ対応
- ウ) 自然観察会に関する業務
 - ・ ガイドウォークの実施（36組176人の参加）
 - ・ 「新旭探鳥会」の実施（10回）
 - ・ 「親子で描こう！鳥の親子スケッチ大会」の実施および作品展示（6月4日～9月19日）
 - ・ 「ツバメのねぐら入り観察会」の実施（7月30日 参加者7人、8月7日 参加者15人）
 - ・ 「コハクチョウ観察会」の実施（12月18日 参加者7人、1月21日 参加者12人）
 - ・ 「親子で描こう！冬のカモスケッチ大会」の実施および作品展示（12月17日～3月27日）

観察会の参加費

(単位：円)

| 観察会 | 参加費 | | 備考 |
|--------------|-----|-----|-------------|
| | 大人※ | 子ども | |
| ガイドウォーク | 300 | 100 | H28年4月19日まで |
| ガイドウォーク | 400 | 200 | H28年4月20日から |
| 新旭探鳥会 | 200 | 無料 | |
| ツバメのねぐら入り観察会 | 300 | 150 | |
| コハクチョウ観察会 | 300 | 150 | |
| 大人のためのおはなし会 | 200 | | |

※15歳以上

- エ) 施設および設備の維持管理に関する業務
 - ・ 施設、設備の目視点検
 - ・ 施設の点検、清掃の実施（開館日）
 - ・ 観察窓ガラスの清掃の実施（随時）
 - ・ 施設周辺の巡視、清掃（落ち葉の除去、ゴミ拾い）の実施
 - ・ 施設周辺の草刈り、植栽の剪定の実施
 - ・ 積雪時の除雪の実施
 - ・ 屋外排水溝の清掃の実施
 - ・ 消防設備点検の実施
 - ・ 備品の点検整備の実施
- オ) その他、施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ・ アウトドア関連、地域情報誌への情報提供や取材対応

- ・観察できた種類の記録および資料作成
- ・来館者への水鳥等に関する情報提供およびホームページでの情報発信
- ・地域の自然観察団体や湖北野鳥センター等との情報交換

7 自主事業の実施状況（平成28年度事業報告書より）

ア) 新旭水鳥センター会員事業

- ・年間パスポートおよび資金的支援としての会員を募集し、施設の利用促進を図った。

イ) ミュージアムショップ・カフェ事業

- ・ショップでは、野鳥や野草等の図鑑、書籍、観察用具、アウトドアグッズ、絵はがき、和ろうそく、石けんなどを販売した。（年間売上 77,057円）
- ・カフェでは、無農薬コーヒー等のドリンク類、ランチを来館者に提供した。（年間売上 2,777,680円）

ウ) イベント・ツアー事業

- ・新たな集客を図るため各種企画を実施した。
 - ①「わになろう」作品展示（4月21日～11月9日）
 - ②日本野鳥の会京都支部 野鳥観察ツアー（2月5日 参加者40人）
 - ③「風と土の交響2017」（3月3日～5日 来場者数 延べ351人）
 - ④奥琵琶湖ウダウンボートセンター見学（随時）

エ) ヤギの飼育（通年） ※主に敷地内の草の繁茂対策のため

8 定例会議の開催状況

ア) 平成28年度の開催状況（四半期ごとに開催）

6月27日、9月30日、12月16日、3月21日

イ) 協議記録の作成

各定例会議での協議内容を記録した協議記録書を作成し、所管課と指定管理者の双方で保持していた。

9 収支の状況

ア) 管理業務

平成28年度における管理業務の収支状況は、収入合計 5,060,517 円に対し、支出合計が同額の 5,060,517 円となっている。これは、指定管理料 3,500,000 円と利用料収入 513,750 円とを合わせた収入額に対する支出合計額との差額（赤字額）1,046,767 円を指定管理者の本社から繰入れしているためである。

この収支状況は、過去2ヵ年度とも同じであり、平成28年度は指定管理者の更新に伴い指定管理料が増額されたことから、繰入金が抑えられている。

この主な原因は、事業計画で見込んでいた自主事業の収益を繰入れするこ

とができなかったことや、施設利用者の減少によるものである。

人件費では、自主事業（カフェ・ショップ）のアルバイトスタッフが受付スタッフを兼ねているため、賃金を按分して計上されていたが、その割合に明確な根拠はなく、管理業務の月別の支出額は、約27%～65%の間で変動していた。

需用費および使用料においても、燃料費（灯油代）、電気代、水道料、下水道使用料が自主事業と按分して計上され、その割合は管理業務9割、自主事業1割であった。なお、灯油代については、5月分と2月分のみ按分され、それ以外は全額管理業務に計上されていた。

管理業務に係る収支決算状況

(単位:円)

| 項目 | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 備考 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| 収入の部 | | | | | |
| 指定管理料 | | 3,086,000 | 2,983,000 | 3,500,000 | |
| 利用料収入 | 入館料 | 612,800 | 576,200 | 420,200 | |
| | 観察会参加費 | 0 | 0 | 93,550 | |
| 繰入金 | | 2,263,374 | 1,342,231 | 1,046,767 | 本社より繰入 |
| 計 | | 5,962,174 | 4,901,431 | 5,060,517 | |
| 支出の部 | | | | | |
| 人件費 | 給料・手当 | 3,679,340 | 3,659,780 | 3,792,546 | 受付は自主事業と按分 |
| | 法定福利費 | 416,825 | 459,393 | 486,663 | |
| 需用費 | 消耗品費 | 115,644 | 48,902 | 46,920 | |
| | 燃料費 | 85,538 | 63,444 | 86,267 | 灯油代(自主事業と按分) |
| | 印刷製本費 | 6,550 | 15,520 | 25,365 | |
| | 修繕料 | 26,253 | 0 | 32,400 | |
| | 備品購入費 | 0 | 6,990 | 8,998 | |
| | 広告宣伝費 | 600 | 4,856 | 0 | |
| | 電気代 | 352,663 | 350,212 | 288,476 | 自主事業と按分 |
| 水道料 | 13,615 | 57,465 | 69,372 | 自主事業と按分 | |
| 役務費 | 通信運搬費 | 143,389 | 146,407 | 157,201 | |
| | 手数料 | 0 | 5,000 | 0 | |
| | 保険料 | 16,650 | 25,016 | 24,072 | |
| 委託料 | 管理指導委託 | 900,000 | 0 | 0 | |
| | 機器保守点検委託 | 14,700 | 0 | 0 | |
| | 植栽管理委託 | 129,000 | 0 | 0 | |
| | 消防用設備点検委託 | 36,936 | 36,720 | 15,984 | |
| 使用料及び賃借料 | 賃借料 | 0 | 0 | 0 | |
| | 下水道使用料 | 24,471 | 21,726 | 26,253 | 自主事業と按分 |
| 計 | | 5,962,174 | 4,901,431 | 5,060,517 | |

イ) 自主事業

平成28年度における自主事業の収支状況は、支出合計4,588,770円に対し、収入合計が同額の4,588,770円となっているが、これは、1,734,033円を本社から繰入れしているためである。また一方で、支出の中に現金の動きを伴わない減価償却費や、役務費から本社経費が計上されている。

平成28年度の売上げは2,854,737円で、前年度に比べ382,782円の減となっていて、過去2カ年度と同様、本社からの繰入れに頼る運営状況となっている。

自主事業に係る収支決算状況

(単位:円)

| 項目 | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 備考 |
|----------|--------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| 収入の部 | | | | | |
| 売上 | カフェ | 3,132,895 | 3,145,480 | 2,777,680 | |
| | ショップ | 132,792 | 92,039 | 77,057 | |
| 繰入金 | | 1,612,941 | 1,457,260 | 1,734,033 | 本社より繰入 |
| 計 | | 4,878,628 | 4,694,779 | 4,588,770 | |
| 支出の部 | | | | | |
| 人件費 | 給料・手当 | 1,028,060 | 992,820 | 886,274 | 受付は管理業務と按分 |
| | 福利厚生費 | 13,046 | 0 | 0 | |
| 旅費 | 旅費・交通費 | 388,880 | 406,250 | 435,000 | |
| 需用費 | 消耗品費 | 75,990 | 90,463 | 81,744 | |
| | 燃料費 | 9,970 | 8,535 | 4,406 | 灯油代(管理業務と按分) |
| | 修繕料 | 43,200 | 22,321 | 0 | |
| | 減価償却費 | 428,400 | 428,400 | 428,400 | カフェ設備 |
| | 広告宣伝費 | 1,140 | 0 | 82,700 | |
| | 仕入費用 | 1,316,186 | 1,275,315 | 1,182,074 | |
| | 電気代 | 39,202 | 51,990 | 32,047 | 管理業務と按分 |
| | ガス代 | 97,557 | 89,886 | 125,500 | |
| 水道料 | 水道料 | 1,968 | 6,385 | 7,708 | 管理業務と按分 |
| | 通信運搬費 | 108,000 | 0 | 0 | |
| | 手数料 | 4,358 | 0 | 0 | |
| 使用料及び賃借料 | 本社経費 | 600,000 | 600,000 | 600,000 | |
| | 賃借料 | 720,000 | 720,000 | 720,000 | |
| 賃借料 | 下水道使用料 | 2,671 | 2,414 | 2,917 | 管理業務と按分 |
| | 計 | 4,878,628 | 4,694,779 | 4,588,770 | |

10 公金支出の根拠および支出した公金

ア) 公金支出の根拠法令等

- ・ 地方自治法第244条の2第3項

「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」

- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- ・ 高島市新旭水鳥観察センターの設置および管理に関する条例
- ・ 高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する規則
- ・ 高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する基本協定書
- ・ 高島市新旭水鳥観察センターの管理運営に関する年度協定書

イ) 支出した公金の状況

(単位:円)

| 年度 | 指定管理料 | 支出済額 | 備考 |
|--------|-----------|-----------|---|
| 平成28年度 | 3,500,000 | 3,500,000 | 第1回分 H28.5.19 支出 第2回分 H28.7.25 支出 第3回分 H28.10.25 支出 第4回分 H29.1.16 支出 |

第6 監査の実施日および実施場所

平成29年5月30日（火） 高島市新旭水鳥観察センター 2階観察室

第7 監査の結果

監査の結果、指定管理施設の管理業務に係る出納その他の事務について、概ね適正に行われているものと認められたが、以下のとおり改善すべき事項等が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、軽易な事項については、口頭で改善等を指示したので、記述を省略した。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

<指定管理者関係>

1 管理業務に係る専用口座の運用について【指導事項】

基本協定書第30条では、管理業務に固有の口座を開設し、その収入および支出を適切に管理するよう規定しているが、専用口座の預金通帳を確認したところ、入館料のほか、自主事業のカフェやショップの売上金の入金などがあった。このため、専用口座では、管理業務に係る収入および支出のみを取り扱うよう改められたい。

2 現金の取り扱いに係る経理処理について【指導事項】

管理業務に係る経費の支払方法およびその内訳書を確認したところ、指定管理者職員による立替払いが日常的に行われていた。市の公金取扱い事務では、個人による立替払いは行うことができないことから、指定管理者が定める経理規程第19条および第20条に基づく小口支払資金を活用する等の方法に改められたい。

3 経費の算出根拠について【指導事項】

管理業務と自主事業に共通する支出経費（アルバイト賃金、電気料金、水道料金、燃料費、下水道使用料）について、管理業務と自主事業に按分して計上されていたが、その割合について明確な根拠は示されなかった。

按分による経費を算出する場合は、合理的な算出根拠が必要なことから、それぞれの按分割合を明確にされたい。

4 施設運営に係る職員配置について【指導事項】

事業計画では、総括責任者と受付スタッフの複数の人員体制で施設を運営するとされているが、受付スタッフの勤務状況を確認したところ、開館日に勤務していない日が45日間あったことから、適切な施設管理が可能な職員の配置となるよう改善を図られたい。

5 利用料金の減免について【指導事項】

自主事業として新旭水鳥センター会員事業が行われているが、年会費2,000円を支払

った会員本人と同行者は入館料を無料としていた。高島市新旭水鳥観察センターの設置および管理に関する条例(以下「条例」という。)第12条第6項では、利用料金を免除する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないと規定しているため、指定管理者の裁量により利用料金を免除する場合は、必要な承認手続きをされたい。

<所管課関係>

1 指定管理者による開館時間等の変更承認手続きについて【指導事項】

条例第11条では、条例第4条で規定している開館時間を変更する場合や臨時に休館日を定めるときには、あらかじめ教育委員会の承認を得よう規定している。

指定管理者は、条例が定める午前9時から午後4時までの開館時間を、午前10時から午後5時までに変更し、また、8月の開館日のうち3日間を臨時休館していたが、いずれも教育委員会の承認を得ていなかった。

市は施設の設置者として適正に運営されているか把握していなければならないことから、事前承認が必要な手続きについて指定管理者に対し指導を徹底されたい。

2 施設の修繕計画について【指導事項】

指定管理者募集要項では、施設修繕計画として、施設の外装修繕工事を平成28年度に実施するとしていたが、平成28年度において当該工事は実施されず、当面の予定もないとのことであった。

施設は、建築から27年が経過しており、施設本体や設備の老朽化に伴う修繕が必要となるため、利用者の安全の確保や施設の適正な管理を図る観点から、中長期の修繕計画の策定に努められたい。

3 指定管理者へのモニタリングについて【指導事項】

指定管理施設であっても、市は公の施設の設置者として最終的な責任を負うことから、施設の管理運営が、条例、規則および基本協定書に沿って行われているかを点検するモニタリングの重要性を十分に認識し、指定管理者との緊密な連携の下、指定管理者制度の適切かつ効果的な運用に取り組むことが必要である。

今回の監査において、指定管理者の事務処理に改善を要するものが見受けられたことから、モニタリングマニュアルやチェックリストを作成するなど、管理業務の実施状況の確実な点検、評価の実施を徹底されたい。